

## 令和元年度第 2 回千葉市環境影響評価審査会での委員意見と事務局見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
1	市内の現状	<p>現在、千葉市内の太陽光発電施設は、どのくらいの規模のものが、どのくらいあるのか。</p> <p>また、それに対して市民から苦情が出ているのか。出ているとしたらどのような苦情が出ているのか。</p>	<p>千葉市内では、規模は大きくて 2MW 未満。この 2MW 未満の太陽電池発電所が約 14 か所あります。</p> <p>苦情については、平成 30 年度に 4 件、29 年度に 2 件受けています。苦情の内容は、主に、反射光や、盛土をした上に太陽光パネルを設置する場合の残土関係の苦情が多いです。</p> <p>また、昨今の台風の関係で、太陽光パネルが飛ぶのではないかと、太陽光は高圧電流が流れているが柵がしっかり設置されていないのではないかと、といった問合せを受けています。</p>
2	市内の現状	メガソーラーの面積は大体どのくらいか。	千葉市内で 2MW 弱の太陽電池発電所がありますが、敷地面積は 3.5ha であるため、2MW となった場合には大体 3ha から 3.5ha の敷地が使われると考えます。
3	法との関係	<p>法では「出力 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満の施設は第二種事業とする」と書いてある。法の第二種事業は、都道府県・政令市の条例で対応するものと思うが、法の第二種事業を出力 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満と区切ったときに、都道府県・政令市の条例の規模要件の範囲と整合しない場合が出てくると思う。その場合に、地方自治体が独自に基準を作り、これが第二種事業とすることはできるのか。</p> <p>また、その際に、（既に太陽電池発電所を規定している）他政令市では「第二種事業」ではなく「第 1 種行為」等の言葉を使っているが、その辺りは、どのような対応になっているのか。</p>	<p>法では、法アセス必須の「第一種事業」と、第一種事業より規模が小さく法アセスの要不要を判断（スクリーニング）する「第二種事業」があり、いずれも法アセスの対象になった場合には、法に基づく手続きを行います。</p> <p>ただし、「第二種事業」で、法に基づくアセスの手続きは不要と判断されたものは、都道府県・政令市のアセス条例に基づき、条例アセスの対象か否かを判断することとなります。例えば、法アセスの対象にならない事業が、千葉市の規模要件を満たした場合は、条例アセスの手続きを行うこととなります。</p>

令和元年度第2回千葉市環境影響評価審査会での委員意見と事務局見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
4	太陽光パネル	<p>千葉県は「太陽電池発電所施設（太陽電池パネル等）の水平投影面積」を検討しているが、発電電力が3万kWとか4万kWの場合、どのくらいのパネルが使われて、何㎡くらい必要なのか、過去の建設事例等であれば、次回の審査会で見せてもらいたい。</p>	<p><b>【追加の回答】</b>  千葉県内で設置済みの発電出力3万kW超の太陽電池発電所の出力、パネル枚数、敷地面積は以下のとおりです。</p> <p><b>①グリーンパワー富津太陽光発電所（千葉県富津市）</b></p> <p>出力：42,210kW  パネル枚数：168,840枚  敷地面積：約520,000㎡（約52ha）</p> <p><b>②富津ソーラー発電所（千葉県富津市）</b></p> <p>出力：40,360kW  パネル枚数：16万枚  敷地面積：約44万㎡（約44ha）</p> <p><b>参考：③蘇我地区メガソーラー（千葉市中央区）</b></p> <p>出力：1,990kW  パネル枚数：8,748枚  敷地面積：約35,000㎡（約3.5ha）</p> <p>※①及び②の出典は各社ホームページ。③はリーフレット。</p>

令和元年度第2回千葉市環境影響評価審査会での委員意見と事務局見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
5	緑地保全	<p>静岡市と浜松市は「森林伐採面積」にしている。この辺りの考え方をどうするかは次回の議論になると思うが、千葉市において緑地保全の観点から、どうしてもこういうファクターを入れなくてはいけないというのがあるのか。この辺は開発されては困るというようなデータがあれば、次回の審査会で見せてもらいたい。</p>	<p><b>【追加の回答】</b></p> <p>静岡市及び浜松市が立地する静岡県が行った市町村アンケートでは、森林を伐採して太陽電池発電所を設置する事例が多く、トラブルが発生している場所も森林が半数以上を占めていました。そのような背景のある地域であるため、森林伐採面積20haを条例アセスの対象にしていたものと思われます。</p> <p>一方、千葉市では、首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の秩序ある発展を図りながら、良好な自然環境を有する緑地を保全することを目的に「近郊緑地保全区域」を指定しています。（詳細は下記参照）</p> <p>千葉市環境影響評価条例では、この「近郊緑地保全区域」を「特定区域」と呼び、緑地保全の観点から、市街化区域（50ha）や市街化調整区域（20ha）より規模の小さい10ha以上でも条例アセスの対象としているところです。</p> <p>なお、今回設定した太陽電池発電所に係る指標については、緑地保全の観点を踏まえ、森林伐採の有無に関係なく10ha以上を対象にしているところです。</p> <p>※東千葉近郊緑地保全区域 約734ha          若葉区：五十土町、野呂町、川井町、大広町、佐和町、野呂町、高根町の各一部          緑 区：平山町、高田町、辺田町の各一部</p>

令和元年度第2回千葉市環境影響評価審査会での委員意見と事務局見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
6	設置場所	<p>現在、千葉市に設置された太陽光パネルは、どのような所に設置されているか。私が見たところでは、農地とかに設置されている。緑地も含め、土地の用途改定は可能かどうか。</p>	<p>太陽光パネルの設置場所は、雑種地、山の斜面、あるいは窪地を埋め立てて設置されている場合が多いです。また、農地については、架台等に太陽光パネルを設置し、その下で耕作を行う方式とするなど、様々な設置の仕方があります。</p>
7	設置場所	<p>私が見たところは、放棄された農地に、簡単に太陽光パネルを並べているような風景が見受けられた。実際、農地の用途変更も考慮した上で、こういう事業を進めたほうがいいかなと思う。</p>	<p>実際に農地を活用する場合、太陽光パネルを設置した後も農地法に基づき農業用として活用していくことになります。</p> <p><b>【追加の回答】</b>          なお、耕作放棄地で農地法に基づく転用及び地目変更により、農地でなくなった場合は、他の地目と同様に太陽光パネルの設置が可能となります。</p>
8	指標と規模要件	<p>法アセスの対象が出力3万～4万kWで、千葉市の実態は2,000kW未満ならば、大分格差があると思うが、2,000kW程度のもも対象にする考えなのか。</p> <p>それから、先ほどの事例では2,000kWで敷地面積3.5ha、多分1kWでパネル自体が10㎡程度だと思う。敷地面積3.5haであれば、パネルの設置面積は2haくらいだと思う。千葉県が検討している水平投影面積は、パネルの面積に近いと思うが、2haくらいが1つの考え方になるのか教えてもらいたい。</p>	<p>指標及び規模要件については、千葉県や他政令市の事例、また、現在千葉市環境影響評価条例の対象となっている事業の規模などを踏まえ、決めていきたいと考えています。</p> <p>なお、小規模な太陽電池発電所については、国がガイドライン（詳細は下記参照）を策定し、設置にあたっての留意事項や注意点を盛り込み、適正に設置されるような仕組みを作っています。</p> <p>一方、環境アセスについては、大きな環境影響を及ぼす事業に対し、環境保全に配慮した計画となるよう取り組んでいくとの視点がありますので、その兼ね合いも含め、次回の審査会では、考え方を整理して提示いたします。</p>

令和元年度第2回千葉市環境影響評価審査会での委員意見と事務局見解

No.	項目	質疑・意見の概要	事務局の見解
			<p><b>【追加の回答】</b></p> <p>令和2年3月31日に、環境省が「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインの対象となるのは、環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない10kW以上の事業用太陽電池発電施設（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するのは除く）となっております。このガイドラインでは、土地の安定性や騒音、反射光、景観など施設の整備にあたっての環境配慮のポイントが掲げられており、環境影響の検討事項や対策の例も盛り込まれています。</p>
9	千葉県との関係	千葉県では水平投影面積を検討しているとのことだが、千葉市はこれに従う必要はあるのか、それとも独自に決めても良いのか。	<p>どのような指標とするかは検討中ですが、千葉県が検討している水平投影面積では、駐車場や調整池などの面積は含まれないことから、これらも考慮する必要があると考えます。</p> <p>なお、千葉県と異なる指標を設定するという可能性もあります。</p>